

【お知らせ】

一般路線バスにおける精神障がい者の運賃割引の実施について

いつも富士急バスをご利用いただきましてありがとうございます。

富士急山梨バス株式会社、富士急平和観光株式会社では、8月1日（金）より一般路線バスにおいて精神障がい者の運賃割引を実施いたしますので、下記によりご案内いたします。

- | | |
|------------|---|
| 1. 運賃の割引種類 | 精神障がい者に対する割引 |
| 2. 運賃の適用方法 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がその手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を呈示したとき及びその介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。 |
| 3. 運賃の割引額 | 普通旅客運賃（5割引） 定期旅客運賃（3割引） |
| 4. 適用路線 | <u>一般路線バス（高速路線バスを除く）</u> |
| 5. 実施年月日 | 平成26年8月1日（金）より |

本件に関するお問い合わせ先

富士急山梨バス株式会社 業務部 電話 0555-72-6877

富士急平和観光株式会社 業務部 電話 055-232-3666